

- 2 業務の概要等
 - (1) 評価の対象（評価を受けるグループホーム）
介護保険法に定める居宅サービス事業者として、県による「痴呆性高齢者共同生活介護」の指定を受けているグループホームとする。
 - (2) 評価結果の公開
評価結果は、県民が介護サービスを選択し、安心して利用を継続していくために必要な情報として活用されるよう、インターネット等を利用し広く公開する。
 - (3) 業務の概要
 - ア 調査
 - (ア) 書面調査
 - (イ) 訪問調査
 - (ウ) 利用者評価（利用者・家族アンケート）
 - イ 評価結果の通知
 - ウ 評価結果のWAM NETへの掲載
- 3 外部評価機関の要件
 - (1) 法人であること。
 - (2) 評価を適切に行う能力を有する評価調査員を、必要数確保していること。
 - (3) 痴呆介護に関する学識経験者、グループホーム事業者、痴呆性高齢者の家族の代表者等からなる評価審査委員会を設置していること。
 - (4) 評価結果について、社会福祉・医療事業団が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」に掲載して公表すること。
 - (5) 必要な規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行なわれる体制となっていること。
 - (6) 公正中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況があるなど、当該法人に外部評価を行わせることが不適当と認める事由がないこと。
- 4 評価機関の申込み
 - (1) 申込方法
次の書類を提出すること。
 - ア 評価機関選定申込書
 - イ 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿の謄本
 - ウ 評価調査員名簿又は今後の養成に係る計画書
 - エ 評価調査員の養成研修の内容を明らかにした文書
 - オ 評価審査委員会の委員名簿及び各委員の就任承諾書
 - カ 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書
 - キ 評価手数料及びその算定根拠
 - ク 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録
 - ケ 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - コ その他必要と認める書類
 - (2) 申込期間
平成15年9月1日（月）から平成15年9月12日（金）まで
 - (3) 申込書等の提出先
〒862-8570
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部介護保険課 介護サービス班
電話 096-383-1111 内線 7097・7096
- 5 選定
 - (1) 選定方法
県において、提出された書類を審査し、当該法人が要件を充たすと認められるときは、評価機関として選定する。
 - (2) 選定期間
平成15年9月中旬（予定）
 - (3) 通知
選定した評価機関に、評価機関選定書を交付する。
 - (4) 試行
選定した評価機関は、円滑な外部評価の実施のため、正式に業務を実施する前に訪問調査等を試行すること。
- 6 その他
 - (1) 申込みに関する詳細や疑義については、県に問い合わせること。
 - (2) 平成16年度以降の痴呆性高齢者グループホーム外部評価機関の募集についても、県に問い合わせること。
【問い合わせ先】
〒862-8570
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部介護保険課 介護サービス班
電話 096-383-1111 内線 7097・7096